

ii 要介護 2	1,019単位
iii 要介護 3	1,113単位
iv 要介護 4	1,190単位
v 要介護 5	1,266単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(単)	
i 要介護 1	941単位
ii 要介護 2	1,019単位
iii 要介護 3	1,183単位
iv 要介護 4	1,259単位
v 要介護 5	1,336単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

- (-) 3時間以上4時間未満 654単位
- (-) 4時間以上6時間未満 905単位
- (-) 6時間以上8時間未満 1,257単位

注1 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中の

ii 要介護 2	1,015単位
iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4	1,183単位
v 要介護 5	1,257単位
d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(単)	
i 要介護 1	940単位
ii 要介護 2	1,015単位
iii 要介護 3	1,176単位
iv 要介護 4	1,251単位
v 要介護 5	1,326単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

- (-) 3時間以上4時間未満 654単位
- (-) 4時間以上6時間未満 905単位
- (-) 6時間以上8時間未満 1,257単位

注1 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中の

みの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

6 指定短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

みの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第1項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

（削除）

5 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

- 8 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8の加算を算定している場合は算定しない。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注8を算定している場合は、算定しない。
- 11 (1)(一)、(2)(一)及び(3)について、利用者（要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。）であつて、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合は、重度療養管理加算として、(1)(一)及び(2)(一)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 12 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 13 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)若しくは(ii)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
- 7 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適當であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 10 (1)(一)、(2)(一)及び(3)について、利用者（要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。）であつて、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合は、重度療養管理加算として、(1)(一)及び(2)(一)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 11 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 12 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)若しくは(ii)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

- 若しくは(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 14 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注7の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注7の規定による届出があつたものとみなす。
- 15 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。
- 16 (1)(一)及び(2)(一)並びに(2)(二)及び(3)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行なった場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- 17 (1)(一)及び(2)(一)並びに(2)(二)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (4) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する
- 若しくは(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 13 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。
- 14 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費は、算定しない。
- 15 (1)(一)及び(2)(一)並びに(2)(二)及び(3)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行なった場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- 16 (1)(一)及び(2)(一)並びに(2)(二)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (4) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する

	指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
(5) 緊急時施設療養費	
	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
(一) 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
	注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
	2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
(二) 特定治療	
	医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
(6) サービス提供体制強化加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(一) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(III)	6単位
	注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
	2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
(二) 特定治療	
	注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
(6) サービス提供体制強化加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
 イ サービス提供体制強化加算(I)イ
 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
(二) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
(2) (略)
(一) サービス提供体制強化加算(I)ロ
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(二) イ(1)(一)に該当するものであること。
(2) (略)
(一) サービス提供体制強化加算(II)
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(二) イ(1)(一)に該当するものであること。
(2) (略)
(一) サービス提供体制強化加算(III)
(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(二) イ(1)(一)に該当するものであること。
(2) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 〔一〕 介護職員処遇改善加算〔I〕 (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
〔二〕 介護職員処遇改善加算〔II〕 〔一〕により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
〔三〕 介護職員処遇改善加算〔III〕 〔一〕により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 〔一〕 介護職員処遇改善加算〔I〕 (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
〔二〕 介護職員処遇改善加算〔II〕 (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
〔三〕 介護職員処遇改善加算〔III〕 〔一〕により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
〔四〕 介護職員処遇改善加算〔IV〕 〔一〕により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

- 短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算〔I〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）をする費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定期間を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
(3) 介護職員処遇改善加算の算定期間に相当する賃金改善を実施すること。
(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

- 83 -

- (5) 算定期が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
(6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
〔一〕 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
〔二〕 〔一〕の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
〔三〕 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
〔四〕 〔三〕について、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成二十七年四月から〔2〕の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
〔一〕 介護職員処遇改善加算〔I〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
〔一〕 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a. 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
b. aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
〔二〕 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a. 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- 84 -

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	b aについて、全ての介護職員に周知していること。			
	(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するもの）を除く。及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。			
八 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。				
三 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				
□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費				
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）				
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(i)				
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)				
i 要介護 1	724単位			
ii 要介護 2	832単位			
iii 要介護 3	1,067単位			
iv 要介護 4	1,167単位			
v 要介護 5	1,257単位			
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)				
i 要介護 1	834単位			
ii 要介護 2	942単位			
iii 要介護 3	1,176単位			
iv 要介護 4	1,276単位			
v 要介護 5	1,366単位			
(新設)				
(新設)				
(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)				
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)				
i 要介護 1	665単位			
ii 要介護 2	772単位			
iii 要介護 3	930単位			
iv 要介護 4	1,084単位			
v 要介護 5	1,125単位			
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)				
i 要介護 1	774単位			
ii 要介護 2	882単位			
iii 要介護 3	1,040単位			
iv 要介護 4	1,193単位			
v 要介護 5	1,235単位			
(新設)				
(新設)				
(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)				
a 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)				
i 要介護 1	691単位			
ii 要介護 2	794単位			
iii 要介護 3	1,017単位			
iv 要介護 4	1,112単位			
v 要介護 5	1,197単位			
b 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)				
i 要介護 1	719単位			
ii 要介護 2	827単位			
iii 要介護 3	1,060単位			
iv 要介護 4	1,159単位			
v 要介護 5	1,248単位			
c 病院療養病床短期入所療養介護費(v)				
i 要介護 1	709単位			
ii 要介護 2	815単位			
iii 要介護 3	1,045単位			
iv 要介護 4	1,142単位			
v 要介護 5	1,230単位			
d 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)				
i 要介護 1	795単位			
ii 要介護 2	898単位			

(新設)	iii 要介護 3		1,121単位
	iv 要介護 4		1,216単位
v 要介護 5		1,301単位	
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)			
i 要介護 1		828単位	
ii 要介護 2		936単位	
iii 要介護 3		1,169単位	
iv 要介護 4		1,268単位	
v 要介護 5		1,357単位	
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)			
i 要介護 1		816単位	
ii 要介護 2		923単位	
iii 要介護 3		1,152単位	
iv 要介護 4		1,249単位	
v 要介護 5		1,337単位	
g 病院療養病床短期入所療養介護費(vii)			
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)			
i 要介護 1		636単位	
ii 要介護 2		739単位	
iii 要介護 3		891単位	
iv 要介護 4		1,037単位	
v 要介護 5		1,077単位	
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)			
i 要介護 1		651単位	
ii 要介護 2		757単位	
iii 要介護 3		912単位	
iv 要介護 4		1,062単位	
v 要介護 5		1,103単位	
c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)			
i 要介護 1		741単位	
ii 要介護 2		844単位	
iii 要介護 3		995単位	
iv 要介護 4		1,142単位	
v 要介護 5		1,181単位	
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)			
(新設)			

	i 要介護 1	759単位
	ii 要介護 2	864単位
	iii 要介護 3	1,019単位
	iv 要介護 4	1,169単位
	v 要介護 5	1,209単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)		
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	635単位	
ii 要介護 2	745単位	
iii 要介護 3	894単位	
iv 要介護 4	1,049単位	
v 要介護 5	1,089単位	
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	745単位	
ii 要介護 2	855単位	
iii 要介護 3	1,003単位	
iv 要介護 4	1,158単位	
v 要介護 5	1,198単位	
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	724単位	
ii 要介護 2	832単位	
iii 要介護 3	980単位	
iv 要介護 4	1,070単位	
v 要介護 5	1,160単位	
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	834単位	
ii 要介護 2	942単位	
iii 要介護 3	1,090単位	
iv 要介護 4	1,179単位	
v 要介護 5	1,270単位	
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	724単位	
(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	700単位	
ii 要介護 2	804単位	
iii 要介護 3	947単位	
iv 要介護 4	1,033単位	
v 要介護 5	1,120単位	
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	805単位	
ii 要介護 2	910単位	
iii 要介護 3	1,052単位	
iv 要介護 4	1,139単位	
v 要介護 5	1,225単位	
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		
i 要介護 1	700単位	

	ii 要介護 2	832単位
	iii 要介護 3	939単位
	iv 要介護 4	1,029単位
	v 要介護 5	1,118単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	834単位	
ii 要介護 2	942単位	
iii 要介護 3	1,049単位	
iv 要介護 4	1,138単位	
v 要介護 5	1,228単位	
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)		
a 要介護 1	837単位	
b 要介護 2	945単位	
c 要介護 3	1,179単位	
d 要介護 4	1,279単位	
e 要介護 5	1,369単位	
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)		
a 要介護 1	837単位	
b 要介護 2	945単位	
c 要介護 3	1,179単位	
d 要介護 4	1,279単位	
e 要介護 5	1,369単位	
(新設)		
	ii 要介護 2	804単位
	iii 要介護 3	907単位
	iv 要介護 4	994単位
	v 要介護 5	1,080単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		
i 要介護 1	805単位	
ii 要介護 2	910単位	
iii 要介護 3	1,012単位	
iv 要介護 4	1,098単位	
v 要介護 5	1,186単位	
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)		
a 要介護 1	817単位	
b 要介護 2	920単位	
c 要介護 3	1,143単位	
d 要介護 4	1,238単位	
e 要介護 5	1,323単位	
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)		
a 要介護 1	845単位	
b 要介護 2	953単位	
c 要介護 3	1,186単位	
d 要介護 4	1,285単位	
e 要介護 5	1,374単位	
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)		
a 要介護 1	835単位	
b 要介護 2	941単位	
c 要介護 3	1,171単位	
d 要介護 4	1,268単位	
e 要介護 5	1,356単位	
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)		
a 要介護 1	817単位	
b 要介護 2	920単位	
c 要介護 3	1,143単位	
d 要介護 4	1,238単位	
e 要介護 5	1,323単位	
(新設)		

(新設)

(新設)

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	837単位
b 要介護 2	945単位
c 要介護 3	1,093単位
d 要介護 4	1,182単位
e 要介護 5	1,272単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	837単位
b 要介護 2	945単位
c 要介護 3	1,093単位
d 要介護 4	1,182単位
e 要介護 5	1,272単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)

a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位

(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)

a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,056単位
d 要介護 4	1,141単位
e 要介護 5	1,226単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,056単位
d 要介護 4	1,141卖位
e 要介護 5	1,226単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護の施設基準

イ～ハ (略)

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行なう療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該療養病棟における指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一條に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の利用者及び入院患者をいう。三からへまでにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

四～八 (略)

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) [1]に該当するものであること。

- 次のいずれにも適合すること。
 a. 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 b. 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
- △ 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
 a. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 b. 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 c. 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
- 地域に貢献する活動を行っていること（平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む。）。
- (3) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (2)の規定を準用する。この場合において、(2)□b 中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)□中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- (4) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (一) (1)～(三)及び四から八までに該当するものであること。
 (二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、
 入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (5) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- 91 -

- (4)に該当するものであること。
 □ (2)□から□までの規定を準用する。この場合において、(2)
 □b 中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)□中
 「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- (6) 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (1) (1)～(三)及び四から八までに該当するものであること。
 (2) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、
 入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (一) (略)
 (二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、
 入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 (三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、
 入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
 四～六 (略)
 (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (一) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、
 入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。
 (二) (略)
 ヘ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
 (一) (略)

- 92 -

- (二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) (略)

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ①に該当するものであること。

(二) 二(2)(2)から(4)までの規定を準用する。

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ①に該当するものであること。

(二) 三(2)(2)から(4)までの規定を準用する。この場合において、二(2)(2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、二(2)(2)d中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(4) (略)

特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

三、ホ又はへのいずれかに該当するものであること。

一カ (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設
短期入所療養介護費(イ)若しくは(イ)、介護老人保健施設短期入所
療養介護費(イ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)若しく
は(イ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健
施設短期入所療養介護費(イ)若しくは(イ)、病院療養病床短期入所
療養介護費(イ)の病院療養病床短期入所療養介護費(イ)、(イ)若しく
は(イ)、病院療養病床短期入所療養介護費(イ)の病院療養病床短期
入所療養介護費(イ)若しくは(イ)、病院療養病床短期入所療養介護

- 93 -

費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅳ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅴ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅵ)、診療所短期入所療養介護費(ⅶ)の診療所短期入所療養介護費(ⅷ)、(若しくは)(ⅸ)、診療所短期入所療養介護費(ⅹ)の診療所短期入所療養介護費(ⅻ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅼ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅽ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅾ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅿ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅻ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅽ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅾ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われること。

□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅵ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅶ)若しくは(Ⅷ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅸ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅹ)若しくは(Ⅺ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅻ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅼ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅽ)若しくは(Ⅾ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅿ)の病院療養病床経過

型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(iii)、(iv)若しくは(iv)、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

八 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(II)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(II)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十

九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)若しくは(iii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(II)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(II)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対

- して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------|------|
| イ 夜間勤務等看護(I) | 23単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(II) | 14単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(III) | 14単位 |
| ニ 夜間勤務等看護(IV) | 7単位 |
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介

- して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。
- 6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------|------|
| イ 夜間勤務等看護(I) | 23単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(II) | 14単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(III) | 14単位 |
| ニ 夜間勤務等看護(IV) | 7単位 |
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介

- 護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(IV)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床短期入所療養介護費(V)、病院療養病床短期入所療養介護費(VI)の病院療養病床短期入所療養介護費(VII)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(VIII)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(V)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VI)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VII)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VIII)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1

- 護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(IV)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床短期入所療養介護費(V)、(VI)若しくは(VII)、病院療養病床短期入所療養介護費(VI)若しくは(VII)若しくは(VIII)又は病院療養病床短期入所療養介護費(V)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VI)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VII)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(VIII)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1

	及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。	
13	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。	
(6)	療養食加算 23単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(7)	特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(8)	サービス提供体制強化加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
		及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。
13	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。	
(6)	療養食加算 23単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(7)	特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(8)	サービス提供体制強化加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
		(+) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(+) サービス提供体制強化加算(I)
(+) サービス提供体制強化加算(II)
(+) サービス提供体制強化加算(III)

12単位
6 単位
6 単位

(+) サービス提供体制強化加算(I)ロ
(+) サービス提供体制強化加算(II)
(+) サービス提供体制強化加算(III)

12単位
6 单位
6 单位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(I)イ
(1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(+) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)、当該指定短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。)又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
(+) 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ
(1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(+) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟、当該指定短期入所療養介護を行う病室又は当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(+) イ(2)ロに該当するものであること。
ハ サービス提供体制強化加算(II)
(1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(+) 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)(2)に該当するものであること。

三 サービス提供体制強化加算③

(1) (略)

(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)(2)に該当するものであること。

(9) 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員待遇改善加算① (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(2) 介護職員待遇改善加算② (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員待遇改善加算③ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) 介護職員待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員待遇改善加算① (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(2) 介護職員待遇改善加算② (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(3) 介護職員待遇改善加算③ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員待遇改善加算④ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員待遇改善加算の基準

イ 介護職員待遇改善加算① 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員待遇改善加算の算定

見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員待遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(2) (1)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(4) (3)について、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出日の属する月の前月までに実施した介護職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(9) 介護職員待遇改善加算② 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。
(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a. 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
b. aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知していること。
(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a. 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当 該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ と。
b. aについて、全ての介護職員に周知していること。
(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出日の属する月の前月までに 実施した介護職員の待遇改善の内容(賃金改善に関するものを 除く。)及び当該介護職員の待遇改善に要した費用を全ての職員 に周知していること。
(ハ) 介護職員待遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のい ずれにも適合し、かつ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合す ること。
(二) 介護職員待遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のい ずれにも適合すること。

八 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(i)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	705単位
i 要介護 1	705単位
ii 要介護 2	756単位
iii 要介護 3	807単位
iv 要介護 4	858単位
v 要介護 5	909単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	814単位
i 要介護 1	814単位
ii 要介護 2	866単位

八 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(i)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	673単位
i 要介護 1	722単位
ii 要介護 2	770単位
iii 要介護 3	818単位
iv 要介護 4	867単位
v 要介護 5	900単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	700単位
i 要介護 1	752単位
ii 要介護 2	800単位

iii 要介護 3	917単位
iv 要介護 4	967単位
v 要介護 5	1,019単位

(新設)

(新設)

(新設)

(二) 診療所短期入所療養介護費(ii)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	616単位
ii 要介護 2	662単位
iii 要介護 3	707単位
iv 要介護 4	752単位
v 要介護 5	798単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

iii 要介護 3	802単位
iv 要介護 4	852単位
v 要介護 5	903単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	840単位
v 要介護 5	890単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	777単位
ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	875単位
iv 要介護 4	922単位
v 要介護 5	971単位

e 診療所短期入所療養介護費(v)

i 要介護 1	809単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	911単位
iv 要介護 4	961単位
v 要介護 5	1,012単位

f 診療所短期入所療養介護費(vi)

i 要介護 1	798単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	898単位
iv 要介護 4	947単位
v 要介護 5	998単位

(二) 診療所短期入所療養介護費(vii)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	596単位
i 要介護 1	640単位
ii 要介護 2	683単位
iii 要介護 3	728単位
iv 要介護 4	771単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	726単位	i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	771単位	ii 要介護 2	745単位
iii 要介護 3	816単位	iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	862単位	iv 要介護 4	832単位
v 要介護 5	908単位	v 要介護 5	876単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	817単位	a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	869単位	b 要介護 2	847単位
c 要介護 3	920単位	c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	970単位	d 要介護 4	943単位
e 要介護 5	1,022単位	e 要介護 5	992単位
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	817単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	869単位	b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	920単位	c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	970単位	d 要介護 4	977単位
e 要介護 5	1,022単位	e 要介護 5	1,028単位
(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)	
(新設)		(新設)	
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)		(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)	
a 要介護 1	825単位	a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	877単位	b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	927単位	c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	977単位	d 要介護 4	977単位

- 105 -

(新設)	e 要介護 5	1,028単位
	内 ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
	a 要介護 1	816単位
	b 要介護 2	866単位
	c 要介護 3	916単位
	d 要介護 4	965単位
	e 要介護 5	1,015単位
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		
(一) 3時間以上4時間未満	654単位	
(二) 4時間以上6時間未満	905単位	
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位	
注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		
(一) 3時間以上4時間未満	654単位	
(二) 4時間以上6時間未満	905単位	
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位	
注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。 指定短期入所療養介護の施設基準 イヘト (略) チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 (一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。 (二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一		

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護の施設基準

イヘト (略)
チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護

(1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
(二) 当該指定短期入所療養介護を行なう病室（医療法施行規則第

□ 当該指定短期入所療養介護を行つ病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一

以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

四～七 (略)

(2) 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) [1]に該当するものであること。

(-) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。

(3) 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

a 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

b 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

c 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

四 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。

五 地域に貢献する活動を行っていること(平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む)。

(3) 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) [1]に該当するものであること。

(-) [2]から[5]までの規定を準用する。この場合において、(2)

(-) a 中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、(2)(-) b

- 107 -

中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、(2)(-)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(4) 診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) (1)(-)及び四から(5)までに該当するものであること。

(-) 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) (略)

(-) 当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) [1]に該当するものであること。

(-) [2]から[5]までの規定を準用する。

(3) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) [1]に該当するものであること。

(-) [2]から[5]までの規定を準用する。この場合において、(2)

(-) a 中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、(2)(-) b

中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、(2)(-)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

ヌ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(-) 又はリのいずれかに該当するものであること。

ル～カ (略)

- 108 -

- 196 -

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設
短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所
療養介護費(ii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しく
は(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)の介護老人保健
施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所
療養介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)若しく
は(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)の病院療養病床短期
入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護
費(ii)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過
型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床経過型短期入所療養介
護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)の病院療養
病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(i)
の診療所短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(ii)、診療所短期入
所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型
短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、
認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療
養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患
型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所
療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症
疾患型経過型短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所
療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護
老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する
法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を
有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び
運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指
定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定する
ユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養
室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げ
る療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四
条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。ロにおいて

同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われ
るものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設
短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所
療養介護費(ii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しく
は(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)の介護老人保健
施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所
療養介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、(ii)若しく
は(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)の病院療養病床短期
入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護
費(ii)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過
型短期入所療養介護費(i)の病院療養病床経過型短期入所療養介
護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)の病院療養
病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(i)
の診療所短期入所療養介護費(ii)、(ii)若しくは(ii)、診療所短期入
所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型
短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、
認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療
養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患
型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所
療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症
疾患型経過型短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定短期入所
療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のもの
に限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニッ
ト型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、ユニ
ット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)のユニット型介
護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、ユニット型
介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)のユニット型介護老人
保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(ii)、ユニット型病院療
養病床短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(ii)、ユニット型病院
療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)、ユニット型診療所短期
入所療養介護費(ii)、(ii)若しくは(ii)、ユニット型認知症疾患型短

期入所療養介護費(i)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(v)若しくは(vi)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(vii)若しくは(viii)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(ix)、(x)若しくは(xi)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(xii)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(xiii)、(xiv)若しくは(xv)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xvi)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xvii)又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xviii)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(xix)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)

(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなつてない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、

	若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。	
8	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。	
9	次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(II)を算定する。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	
10	指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。	
11	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。	
(4)	療養食加算 23単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める疗養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	23単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める疗養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

	ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(5)	特定診療費 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(6)	サービス提供体制強化加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一)	サービス提供体制強化加算(I) 12単位	18単位
(二)	サービス提供体制強化加算(II) 6単位	12単位
(三)	サービス提供体制強化加算(III) 6単位	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 イ サービス提供体制強化加算(I) <u>1</u>
(1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 指定短期入所療養介護を行なう療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)、当該指定短期入所療養介護を行なう病室(以下「病室」という。)又は当該指定短期入所療養介護を行なう認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。 (二) 通所介護費等算定方法第四号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)□

- (1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(+) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟、当該指定短期入所療養介護を行なう病室又は当該指定短期入所療養介護を行なう認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(-) イ(2)(+)に該当するものであること。

△ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- (1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(+) 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(-) イ(2)(+)に該当するものであること。

△ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- (1) (略)
(2) 病院である指定短期入所療養介護事業所又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(+) 指定短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(-) イ(2)(+)に該当するものであること。

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

- 115 -

る。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (+) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(-) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (-)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(-) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (-)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

る。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (+) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(-) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(-) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (-)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(-) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (-)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいづれにも適合すること。

(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定期間の見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員処遇改善加算の算定期間の見込額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定期間が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- 116 -